

株式会社日本興業銀行總裁宛

(第八號書式)

披封保護預證書(通帳)分割依頼書

一何々 額面 何何圓 此證券 何何枚  
株式 何何株 此拂込金 何何圓

但(他人記名なるときは其氏名、利賦札附なるときは何年何月以降附屬の旨記入を要す)

一同 上

一同 上

「第何號指名式(指圖式)披封保護預證書」第何號披封保護預通帳」に依る預け品前書の通何口に分割し  
預證書(通帳)御交付相成度此預證書(通帳)相添へ此段及御依頼候也

住所

何 某 印

年月日

株式会社日本興業銀行總裁宛

(第九號書式)

披封保護預種類變換依頼書

一何々 額面 何何圓 此證券 何何枚  
株式 何何株 此拂込金 何何圓

但「第何號指名式(指圖式)披封保護預證書」第何號披封保護預通帳」の分

右今般更に「指圖式(指名式)披封保護預證書」披封保護預通帳」に變更相成度此預證書(通帳)相添へ此  
段及御依頼候也

住所

何 某 印

年月日

株式会社日本興業銀行總裁宛

(第十號書式)

相續(遺言)に預證書(通帳)書換(預け品返戻)請求書

一何々 額面 何何圓 此證券 何何枚  
株式 何何株 此拂込金 何何圓

但「第何號指名式(指圖式)披封保護預證書」第何號披封保護預通帳」の分

右は豫て何某より貴行へ披封保護預致置候處同人儀何年何月何日死亡(其他理由)致候に付家督相續人  
(遺産相續人、受遺者)何某名義に御書換(何某に御返戻)相成度以親族連署此段請求候也

年月日

故何某家督相續人(遺産相續人、受遺者)

住所

何

某 ㊟

住所

何

某 ㊟

住所

何

某 ㊟

株式會社日本興業銀行總裁宛

(第十一號書式)

披封保護預約定繼續依頼書

一何々 額面 何圓 此證券 何枚  
株式 何株 此拂込金 何圓

但第何號指名式(指圖式)披封保護預約證書の分

右は貴行へ披封保護預約致置候處何年何月満期に付更に何年何月まで何ヶ月間約定繼續致度此預約書相  
添へ此段及御依頼候也

年月日

住所

何

某 ㊟

株式會社日本興業銀行總裁宛

2、日本銀行保護預約規程

第一章 總 則

第一條 本行は此規程に依り保護預約の依頼に應ず

第二條 保護預約を分ちて披封保護預約、封緘保護預約の二種とす

第三條 保護預約の依頼者は第一號又は第二號書式の依頼書に印鑑、署名鑑(外國人に限る以下同し)を  
添へ提出せらるへし但場合に依り紹介人を要求することあるへし

第四條 保護預約の依頼を承諾したるときは第三號書式の預約書又は第五號書式の承諾書を發行すへし  
但時宜に依り第四號書式の通帳式預約書を發行することあるへし

前項の預約書は讓渡又は質入することを得ず

第五條 相續又は遺贈に因り預約書又は承諾書の書換を請求せんとするときは相續にありては相續人

は被相続人と連書したる第六號書式の請求書に（被相続人在らざる時は戸籍謄本及印鑑證明書の添付を要す）預證書又は承諾書を添へ、遺贈にありては受遺者は遺言執行者（相続人）と連書したる同號書式の請求書に預證書又は承諾書、遺言證書若くは遺言を證明するに足るべき書類、受遺者の印鑑證明書及相続人の戸籍謄本を添へ提出せらるべし

前項の規定は相続人、受遺者解約の場合に之を準用す

第六條 前條の場合に於て預主外國人なるときは戸籍謄本に代へ本國領事の證明書又は其の事實を證するに足るべき書類を添付することを要す

第七條 契約満期又は解約に因り預品の受戻、保護函容品の引取を爲さんとするときは預證書、承諾書に預品、容品領收の旨を裏書し提出せらるべし

第八條 契約満期に至り保護預を繼續せんとするときは預證書又は承諾書を添へ第七號書式の依頼書を提出せらるべし此場合に於ては預證書又は承諾書に繼續の旨を記載し引續き使用することあるべし

第九條 契約満期に至り繼續の手續を爲さず又預品の受戻、保護函容品の引取を爲さずして五ヶ年を経過したるときは本行は相當期間を定めて之か引取方を催告すべし若し其期間内に引取を爲さざるときは適宜預品、容品を賣却し手数料其他の債權に充當し殘餘は之を供託すべし

前項の場合に於て保護函は本行に於て任意破毀し容品中換價し難きものは之を供託す因て生じたる損害は預主の負擔とす

第十條 本行に届出の印鑑と同一の印章を押捺したる書類の持參人は正當の權限あるものと看做し本規程に依りて取扱を爲すべし此場合に於て預主は印影の盗用其他の事由を以て本行に對抗することを得ず

前項の規定は署名鑑に之を準用す

第十一條 本行は都合に依り本規程を變更し又は保護預契約を解除することを得規程の變更、契約の解除は預主に通告するによりて效力を生ずるものとす

第十二條 預主轉居改名改印等の異動を生じたるときは其都度届出らるべし

改印の場合に於ては新舊兩印を併捺したる印鑑を提出せらるべく若し舊印紛失等に依り押捺し能はざるときは官公署の印鑑證明書を添附することを要す此場合に於て本行は事實を審査することあるべし

第十三條 法定代理人、保佐人の就任又は更迭ありたるときは其都度戸籍謄本又は登記簿謄本に官公署の證明ある印鑑、署名鑑を添へ届出らるべし但場合に依り判決の謄本其他の證明書の提出を要求することあるべし

親権又は後見の終了したるときは本人及親権者又は後見人の連署を以て届出らるべし  
 第十四條 預主保護預に關する事務を常時代理人に委任せんとするときは第八號書式の届書に代理人の印鑑、署名鑑を添へ提出せらるべし

委任の解除其他代理権の消滅したるとき亦預主より届出らるべし

第十五條 保護預手数料は每一ヶ月分を前納せらるべし但二ヶ月分以上前納せらるゝも妨げなし

二ヶ月分以上の手數料を前納したるときは解約又は内戻に因り料金に異動を生ずるも既納の料金は返還せず隨て後日預増の場合に於ける手数料に充當することなし

預入、内戻又は解約の月は日數に拘はらず凡て一ヶ月を以て計算す

第十六條 手数料滞納一ヶ年に及び尙預期限の到らざるものは其月の末日を以て期間満了したるものと看做す

期限経過するも預品の受戻又は容品の引取を爲さざるときは其経過したる月數に應じ手数料を申受くべし

本行の都合に依り解約したるときは其月分の手數料は申受けず若し前納の料金あるときは之を返還すべし但本行に於て指定したる期日までに預品、容品の引取を爲さざるときは前項に依り手数料を申受くべし

第十七條 本行本店にありては手数料の領收證書は營業局長の名を以て之を發するものとす

#### 第二章 披封保護預

第十八條 披封保護預品は左記の證券に限る

一 各種公債證書

二 株券

三 社債券

四 手形及其他の有價證券

第十九條 預品に附屬せる利賦札、配當金券は預主の請求に依り第九號書式の領收證書と引換に之を交付すべし

第二十條 本行は預主の依頼に依り預品中の國債證券の償還金、利賦金受取方又は償還金、利賦金を以て國債證券の買入方を取扱ふことあるべし

第二十一條 預主の依頼に依り預主の指定せる方法を以て利賦札、配當金券、預品又は現金を遞送するときは其遞送に因り損害を生ずるも本行は其責に任ぜず

第二十二條 披封保護預の依頼者は加印者を設くることを得加印者は預品の預入及引出に關する書類に副署するものとす

第二十三條 契約期間中預品の内戻又は預増を爲さんとするときは第十號書式の領收證書又は第十一號書式の依頼書に預證書を添へ提出せらるべし本行は書換の上更に預證書を發行すべし  
前項の場合に於て通帳式預證書にありては本行は其通帳に受拂を記入し營業局長(支店長、出張所長)の押印を以て其受授を證するものとす

第二十四條 預主預證書を喪失したるときは本行に於て相當と認むる保證人二名以上の連署を以て代證書を請求せらるべし本行は請求人の費用を以て官報及新聞紙に廣告し相當期間を経たる後尙發見せざるときは領收證書引換に代證書を發行すべし但代證書の交付を須たず預品の拂戻を請求する者あるときは領收證書引換に現品の拂渡を爲すことあるべし

第二十五條 披封保護預の手續料は預品の額面及枚數に就き左の割合に依り計算し比較の上其多額の方申受くべし但額面に依り算出する場合に於て拂込未済又は賦札落のものなるときは其實際の計算に依る

額面率	枚數率
一 壹千圓未満 一ヶ月 金五錢	一 拾枚迄毎に 一ヶ月 金五錢
二 一萬圓未満 一ヶ月 壹千圓を金六錢とし以上壹千圓迄毎に金壹錢を加ふ	
三 一萬圓以上 一ヶ月 壹萬圓を金拾六錢とし以上壹萬圓迄毎に金九錢を加ふ	

- 四 十萬圓以上 一ヶ月 〃萬圓を金壹圓とし以上五萬圓迄毎に金參拾五錢を加ふ
- 五 百萬圓以上 一ヶ月 百萬圓を金七圓四拾錢とし以上拾萬圓迄毎に金五拾錢を加ふ

預増のときは既納料金の盡期まで預増品に對し前項の計算に従ひ手續料を申受くべし  
第二十六條 同時期に終了する二口以上の保護預は一口に纏め繼續することを得此場合に於ては繼續手續を了したる月分までは各別に手續料を申受くべし

第三章 封緘保護預

第二十七條 封緘保護預主は自ら本行に來り本行設備の保護函を使用するものとす

第二十八條 保護函に納入することを得べきものは第十八條に列舉せる諸證券及左記の物件とす

- 一 金銀貨幣及舊貨幣
- 二 貴金屬寶石類
- 三 諸契約證書及其他貴重の文書
- 四 本行に於て保管上差支なしと認めたる貴重品

第二十九條 預主保護函の開閉、容品の出納を爲すときは本行係員之れに立會ふものとす

第三十條 保護函は左の二種とし營業店の都合に依り之を定む

甲種 大形 (内法) 長一尺七寸五分、幅一尺八分  
小形 (内法) 長一尺一寸五分、幅九寸一分

乙種 (固定装置) 大形 (内法) 奥行一尺五寸、幅一尺二寸  
小形 (内法) 奥行一尺五寸、幅一尺二寸

第三十一條 保護函の鍵は甲種にありては預主之を所持し乙種にありては別に本行備附の鍵函に納れ預主は其鍵函の鍵を所持するものとす

第三十二條 預主保護函の開閉、容品の出納を爲さんとするときは必ず承諾書を本行係員に示し所定の開函記録に署名又は捺印するものとす若し代理人をして開閉、出納を爲さしめんとするときは委任状を添へらるべし

第三十三條 預主は保護函の使用に當り任意に暗號を選び使用することを得此場合にありては本行は其暗號を用ふるに非ざれば取扱を爲さざるべし

第三十四條 本行に於て保護函の修繕其他の必要に依り容品の納れ替を請求したるときは預主は指定の期日に於て之に應ずるの義務あるものとす

第三十五條 契約満期又は解約の場合に於ては預主は承諾書と共に鍵を返戻し容品を引取らるへし  
第三十六條 保護函使用権は轉貸又は讓渡を爲すことを得ず

第三十七條 本行は保護函の容品に付き何等の責を負ふことなし

第三十八條 預主鍵を喪失したるときは其事由を詳記し保證人二名以上の連署を以て承諾書を添へ届出らるべし本行は其事實を認めたる上預主の立會を以て保護函又は鍵函を破毀すへし因て生したる損害は預主の負擔とす

第三十九條 預主承諾書を喪失したるときは前條に依り届出らるべし本行は其事實を認めたる上更に承諾書を發行すべし但承諾書の交付を須たず容品の引取を請求する者あるときは領收證書引換に容品の引取に應ずることあるべし

第四十條 封緘保護預の手数料は一ヶ月左の割合に依る

大形 壹個 金五拾錢 小形 壹個 金參拾錢

第四十一條 保護函使用期間中保護函の大小を變更せんとするときは第十二號書式の依頼書を提出せらるべし

小形を大形に變更したるときは其月分より大形の料金を申受け大形を小形に變更したるときは翌月分又は既納料金盡期の翌月分より小形の料金を申受くべし

附則

第四十二條 本規程は大正元年十一月一日より施行す

第一號書式

披封保護預依頼書

一品名額面何圓

何枚

右は貴行保護預規程に依り何年何月より何年何月まで何年何ヶ月間披封保護預致度此段及御依頼候也

住所

年月日

何 某

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

備考 預品他人記名なるときは品名の肩に「何某記名」と附記せらるべし

利札類附屬すべき預品にして全く附屬せざるときは「利札(何々)附屬せず」又最近利渡期の分のみ欠缺せるときは「何年何月渡以降利札(何々)附屬」と記入せらるべし

第二號書式

封緘保護預依頼書

一保護函 甲種(乙種) 大形(小形)第何號 何個

右は貴行保護預規程に依り何年何月より何年何月まで何年何ヶ月間封緘保護預致度此段及御依頼候也

住所

年月日

何 某

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

第三號書式

(本證書には原符を設くべし)

印紙

第何號

披封保護預證書

禁讓渡質入

契約期間		間	間
自何年何月	至何年何月	自何年何月	至何年何月
自何年何月	至何年何月	間繼續	間繼續
自何年何月	至何年何月	間繼續	間繼續

總裁(支店長、出張所長)印

一品名額面何圓

此保護預手数料一ヶ月金何圓何拾錢

右本行保護預規程に依り預置候也

年月日

日本銀行總裁(支店長、出張所長)

何 某

何 某

(裏面) 表書の有價證券悉皆領收候也  
年月日

何 某 印

第四號書式

印紙

第何號

披封保護預證書

禁讓渡質入

契約期間自何年何月至何年何月間

契約期間自何年何月至何年何月間繼續印(總裁(支店長、出張所長)印)

契約期間自何年何月至何年何月間繼續印

紙數 何葉

本帳記載の證券本行保護預規程に依り預置候也

年月日

日本銀行總裁(支店長、出張所長)  
何 某 印

何 某 殿

(記入様式略)

第五號書式

印紙

第何號

承諾書

禁轉貸讓渡

(本證書には原符を設くべし)

契約期間		間	間
自何年何月	至何年何月	自何年何月	至何年何月
自何年何月	至何年何月	間繼續印	間繼續印
自何年何月	至何年何月	自何年何月	至何年何月
自何年何月	至何年何月	間繼續印	間繼續印

總裁(支店長、出張所長)印

一保護函 大形(小形)第何號

何個

此保護預手數料一ヶ月金何拾錢

右本行保護預規程に依り封緘保護預の儀承諾致候也

日本銀行總裁(支店長、出張所長)

年月日

何 某 印

何 某 殿

(裏面) 表記保護函の容品悉皆領收候也

年月日

何 某 印

第六號書式

相續(遺贈)に付預證書(承諾書)書換請求書  
第何號預證書、通帳(承諾書)の分

一品名額面何圓 何枚(保護函大形「小形」第何號何個)

右は豫て何某より貴行へ披封(封緘)保護預致置候處同人儀何年何月何日隱居(死亡其他の理由)致候に  
付家督相續人(遺産相續人又は受遺者)何某名義に御書換相成度此段及請求候也

(故)何某家督相續人(遺産相續人又は受遺者)

住所

何 某 印

被相續人(遺言執行者又は相續人)

住所

何 某 印

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

第七號書式

披封(封緘)保護預契約繼續依頼書

第何號預證書、通帳(承諾書)の分

一品名額面何圓 何枚(保護函大形「小形」第何號何個)

右は貴行へ披封(封緘)保護預致置候處何年何月滿期に付更に何年何月より何年何月まで何年何ヶ月間  
契約繼續致度此段及御依頼候也

住所

何 某 印

年月日

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

第八號書式

披封(封緘)保護預に關し代理人届

貴行へ披封(封緘)保護預に關し何某を以て何々の件代理爲致候間代理人印鑑相添此段及御届候也

住所

何 某 印

年月日

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

第 一 号

何某代理人
印鑑 ① 住所
何 某

縦三寸

第九號書式

保護預證券附屬利(賦)札(配當金券)領收證書

第何號預證書(通帳)の分

一品名額面何圓に對する何年何月渡利(賦)札(配當金券)右正に領收候也

年月日

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

何

某 ①

第十號書式

披封保護預品内戻領收證書

第何號預證書(通帳)の分

一品名額面何圓

何枚

貴行へ披封保護預致置候内前書の通正に領收候也

年月日

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

住所

何

某 ①

第十一號書式

披封保護預品預増依頼書

第何號預證書(通帳)の分

一品名額面何圓

何枚

貴行へ披封保護預致置候處更に前書の通預増致度預證書(通帳)相添此段及御依頼候也

住所

年月日

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

何

某 印

第十二號書式

保護函變更依頼書

保護函大形(小形)第何號何個使用の處今般左の通變更致度承諾書相添此段及御依頼候也

一 保護函小形(大形)第何號

何個

住所

年月日

何

某 印

日本銀行總裁(支店長、出張所長)宛

3、第一銀行保護預り規定

第一條 當銀行は此規定により保護預りの依頼に應ず

第二條 保護預りを分つて披封保護預り及封緘保護預りの二種とし共に有期のものとす

第三條 披封保護預り品は左記の種類に限る

一 各種公債證書

一 諸會社株券

一 諸會社債券

一 諸手形及び證券類

第四條 當銀行は披封保護預り品の種類員數額面等を査閲したる上第一號書式に據り預り證書を預け主に交付すべきに付預け主よりは印鑑を差出さるべし

預け主若し常任代理人をして披封保護預りに關する取扱を爲さしめんと欲せらるゝときは第二號書式の届書に其代理人の印鑑を添へて差出さるべし

第五條 預け主預り證書を紛失又は滅失せられたるときは第三號書式に據り保證人二名の連署ある代り證書の請求書を差出さるべし

當銀行は事實を審査したる上之を交付し同時に原符に其無効の旨を記入し預け主をして之に記名調印せしむべし

前項の場合に於ては預け主の希望に依り其指定期間紛失證書無効の公告を爲すことあるべし但公告其他の費用は預け主に於て負擔せらるべし

第六條 當銀行は公債證書又は社債券保護預り期限中預け主より第四號書式の委任狀を得て其償還元金又は利賦金の請取方を取扱ふべし但記名の公債證書又は社債券にして預け主の所有に屬せざるときは第五號書式に據り其所有主をして預け主と當銀行との間に締結したる諸契約に聊異議無之旨の證書並に償還元金又は利賦金受取方の委任狀を差出さしむべし

第七條 披封保護預り品の内各種公債證書其他社債券の預け主は毎季利賦金渡の期に先ち領收書と引換に若くは當銀行備へ付の帳簿に領收の旨を記入し利賦札の交付を受けらるべし

第八條 披封保護預け主は營業時間中何時にても披封保護預け品の内出、交換、預け増を爲さるゝも差支なし

第九條 披封保護預け主一時限代理人をして披封保護預けに關する取扱を爲さしめんと欲せらるゝときは適法の委任狀を右代理人に持參せしめらるべし

第十條 披封保護預け主約定満期に至り又は都合により期限中其預け品を引出さんとせらるゝときは保護預り證書に物件請取済の裏書を爲し豫て差出しある印影押捺の上差出さるべし當銀行は之と引換に預り品を返付すべし

第十一條 預け主死去其他の事由により代替したるときは相續人名義の書替又は預け品の返付を受けんとせらるゝときは親戚二名以上の連署ある適法の請求書へ保護預り證書を添て差出さるべし

第十二條 披封保護預り約定満期に至り尙之を繼續せんとせらるゝ預け主は其旨申出らるべし但満期に至り繼續の手續を爲されざるも保護料は尙預り品返戻の月分まで申受くべし

第十三條 天災地變其他非常避くべからざる事由により預り品に受けたる損害に對しては當銀行辨償の責に任ぜず

第十四條 披封保護預り料一ヶ月の割合左の如し

- 一 壹千圓未満金五錢
- 一 壹千圓以上  
壹萬圓未満 壹千圓を金五錢とし以上壹千圓毎に金壹錢を加ふ
- 一 壹萬圓以上  
拾萬圓未満 壹萬圓を金拾五錢とし以上壹萬圓毎に金八錢を加ふ
- 一 拾萬圓以上 拾萬圓を金九拾錢とし以上壹萬圓毎に金五錢を加ふ

前項の計算方に於ては預け入及拂戻の月は總て一ヶ月となし又壹萬圓未満の範圍に於ける千圓未満の端數拾萬圓未満の範圍に於ける壹萬圓未満の端數は總て滿數として之を計算す

第十五條 保護料は總て前拂とし一ヶ年以上に渉るものは六ヶ月分宛前拂せらるゝも妨なし  
期限内解約せらるゝも既收の保護料は返付せず

第十六條 封緘保護預り品の種類は公債證書株券社債券其他諸證券古金銀及貴金屬寶玉其他寶什等に  
して變質變形の虞なきものに限る

第十七條 封緘保護預り品は預け主持參の函に收め當銀行主任者之を査閲したる上預け主に於て之を銷鑰封印し且其鍵を保管せらるべし

第十八條 封緘保護預り品の出入は當銀行主任者立會の上預け主をして之を爲さしむるものとす

第十九條 封緘保護預り料は保護函壹尺立方以内のものを一ヶ月金參拾錢とし其他は壹立方尺を増す毎に一ヶ月金貳拾錢を増收すべし但壹立方尺未滿の端數は總て壹立方尺と見做し又預け入及返戻の月は總て一ヶ月と計算す

第二十條 封緘保護預りの取扱は前數條に規定するもの、外總て披封預りの取扱に準據す

第一號保護預り證書書式

參錢  
印紙

披封保護預り證書

自何年何月至何年何月

一品名額 面何圓

(若し他人記名の物品なれば其姓名を記入す) 此保護料一ヶ月金何圓何拾錢

右當銀行保護預り規定に據り預り置候條此證書引替に現品相渡し可申候也

東京

株式第一銀行支配人何某印

年 月 日  
行 印

何 某宛

第二號保護預り品取扱常任代理人届書書式

披封保護預り品取扱代理人届

豫て貴行へ披封保護預けとして預け置候物品に對し何某を以て何々の件代理爲致候に付右様御承知置き相成度本人印鑑相添へ此段及御届候也

住所

何 某印

年月日

株式第一銀行頭取宛

豎三寸

第 41

住所 某代理人  
印鑑 何 某

第三號保護預り代證書請求書式

保護預り代證書請求書

參 錢  
印 紙

第何號

自何年何月至何年何月

一品名額  
券面何圓

右披封保護預り證書何年何月何日何々の理由により紛失致候に就ては後日發見候共無効たるべきは勿論萬一該書に關し何等の事故出來候共決して貴行へ御迷惑相懸け申間敷(滅失の場合には本文紛失を滅失と改め紛失致の下「候の字より御迷惑相懸け申間敷」までを省く)候間代證書御交付相成度保證人連署を以て此段及請求候也

住所

預け主 何

某印

住所

保證人 何

某印



株式第一銀行頭取宛

保證人 何

某印

住所

第四號公債證書償還元金又は利賦金受取委任狀書式

貳 錢  
印 紙

委任狀

拙者の部理代人として左記の事件取扱の權限を任す

一 株式第一銀行へ保護預け期限中何公債證書又は社債券額券面何圓の償還元金請求方の件

一 株式第一銀行へ保護預け期限中何公債證書又は社債券額券面何圓(若し種類數多るときは別紙に記載するも妨なし)に對する(利又は賦)金請求方の件

右委任狀如件

住所

何

某印

年月日



第五號公債證書又は社債券記名者より差入べき證書書式



證

抽者所有の何公債證書又は社債券額面及是に付帶する處の(利又は賦)金共保管方何某へ委託し同人より貴行へ披封保護預けと爲したるに就ては同人と貴行との間に取結ひたる諸契約に對し抽者に於て聊異議無之候也

年月日

住所

何

某印

株式第一銀行頭取宛

4、十五銀行保護預り規定

第一章 披封預

第一條 披封預品は國債證券、地方債證券、社債券、株券、手形其他の有價證券に限る

第二條 預期間は特別の事由ある場合の外一箇月以上一箇年以下とす但期限満了後更に繼續せらるゝ

は妨なし

第三條 保護料は一箇月に付左の割合に従ひ預品の券面金額に依り之を申受く

但拂込未済のものは拂込金額に依る

- 一 壹千圓未満 金五錢
- 一 壹千圓以上 壹千圓を金五錢とし以上一
- 一 壹萬圓未満 千圓迄毎に金壹錢を加ふ
- 一 壹萬圓以上 壹萬圓を金拾五錢とし以上
- 一 拾萬圓未満 壹萬圓迄毎に金八錢を加ふ
- 一 拾萬圓以上 拾萬圓を金一圓とし以上壹
- 一 萬圓迄毎に金五錢を加ふ

預入及返戻の月は總て一箇月として計算す

第四條 保護料は特別の事由ある場合の外總て前拂とし預主の都合に依り期間内に解約せらるゝことあるも既收の分は之を返戻せず

第五條 天災其他の不可抗力に基く預品の損害に對しては本行其責に任せず

第六條 保護預を望まるときは第一號書式の依頼書に印鑑を添へ預品と共に提出せらるべし本行は之を査閱し第二號書式の預證書を差出すべし但場合に依り保證人を要することあるべし

第七條 預證書は讓渡又は質入することを得ず

第八條 預品に對する利賦札は其支拂期毎に第三號書式の領收證書を差出し之を受取らるべし

第九條 本行は預主の依頼に應じ預品に對する元金、利賦金又は配當金の受取方、其元金、利賦金、配當金を以て諸債券、株券等の買入方、預品に對する拂込方、名義書換方等の取扱を爲すことあるべし但必要と認むるときは第四號書式の委任狀の差出を求むることあるべく又記名證券にして預主の所有に屬せざるものに就ては第五號書式の證書の差出を求むることあるべし

前項の場合に於ては必要なる實費を申受け尙場合に依り相當の手續料を申受くることあるべし

第十條 預品の交換、増減等を望まるときは全部引出の手續を爲し更に第六條に依り預證書を請求せらるべし

前項の場合に於ては預證書一通に付手数料金拾錢を申受く

第十一條 預品の返戻を望まるときは預證書の裏面に表記物件領收の旨を記し預主記名捺印の上預品と引換へらるべし

前項預主の押印にして本行に届出ある印鑑に符合する上は後日何等の事故申出あるも本行其責に任ぜず

第十二條 相續其他の事由に依り預品を取得し名義書換又は預品の返戻を望まるときは戸籍謄本其他必要なる事實を證明すべき書類を添へ第六號書式の請求書を差出し預證書又は預品を受取らるべし但場合に依り保證人を要することあるべし

第十三條 預證書を喪失し代證書又は預書を受取られんとするときは保證人二名以上の連署ある第七號書式の請求書を差出さるべし本行は其事實を審査し必要と認むるときは預主の費用を以て該證書無効の旨を公告し最終公告の日より三十日を経て尙發見せざるときは其請求に應ずべし

前項の場合に於ては預證書一通に付手数料金拾錢を申受く

第十四條 預期間満了後預品返戻の請求なきか又は預換の手續を爲されざるときは其満了後經過したる月數に應じ前契約の割合に依り保護料を申受くべし

第十五條 代理人をして保護預に關する取扱を爲さしめんことを望まるときは代理人の印鑑を添へ第八號書式の代理人届を差出さるべし

第十六條 預主、代理人、保證人等の住所氏名、印章等に變更ありたるときは速に其旨を申出らるべし

## 第二章 封 緘 預

第十七條 封緘預品は左の種類に限る

- 一 國債證券、地方債證券、社債券、株券、手形其他の有價證券
- 二 金銀貨其他の貨幣
- 三 貴金屬其他の貴重品

四 契約證書其他の貴重書類

第十八條 預品は預主持參の函に收め預主に於て之を鎖鑰封印し且其鍵を保管せらるべし  
封緘函は拾立方尺以内とす

第十九條 保護料は封緘函壹立方尺以内毎に一箇月金參拾錢とす

第二十條 封緘函の容品の喪失毀損に就ては本行其責に任せず

第二十一條 預品の出納は本行主任者立會の上預け主に於て之を取扱はるべし

第二十二條 封緘預に關しては本章規定の外總て前章中の規定を準用す

第一號書式

保護預依頼書

一 品名券面拂込何圓 此證券何枚

但何年何月渡以降利(賦)札附

(若し他人記名なるときは其氏名の記入を要す)

一 品名 此封緘函何個何立方尺

保護期間 自何年何月何箇月(年)  
至何年何月何箇月(年)

右は貴行保護預規程に依り預入申度此段及御依頼候也

年月日

住所

何 某

株式會社十五銀行御中

第二號書式

印紙

保護預證書

一 品名券面拂込何圓 此證券何枚

但何年何月渡以降利(賦)札附

(若し他人記名なるときは其氏名の記入を要す)

一 品名 此封緘函何個何立方尺

保護期間 自何年何月何箇月(年)  
至何年何月何箇月(年)

保護料 金何圓何錢

右本行保護預規程に依り正に預申候此證書引換に現品御渡可申候也

年  
行月印  
日

何 某 殿

株式會社十五銀行  
頭取 何 某

第三號書式

利(賦)札領收證書

一 品名券面拂込何圓に對する何年何月渡利(賦)札

但第何號保護預證書分

右正に領收候也

年 月 日

住 所

何

某

株式會社十五銀行御中

第四號書式

印紙

委 任 狀

を拙者の代理人とし左記の事件取扱の權限を委任す

一 株式會社十五銀行へ保護預けに係る何々の償還元金、利賦金、配當金受取方の件

二 前項元金、利賦金、配當金を以て何々買入方の件

三 株式會社十五銀行へ保護預に係る何々の拂込方、名義書換方の件

右委任狀如件何

年 月 日

住 所

何

某

第五號書式

印紙

拙者所有の何々券面拂込何圓及之に附帶する何年何月渡以降の利(賦)札共保管方何某に委託し同人よ

り貴行へ保護預と爲したるに就ては同人と貴行との間に取結びたる諸契約に對し拙者に於て聊異議無之候也

年月日

住所

何 某

株式會社十五銀行御中

第六號書式

相續(何々)に付預證書々換(預品返戻)請求書

一 株式會社十五銀行第何號保護預證書

何通

但何某名義

右は何年何月何日何々の爲め拙者相續(何々)致候に付預證書御書換(預品何某に御返戻)相成度戸籍謄本(何々)相添此段請求候也

年月日

住所

何 某

株式會社十五銀行御中

第七號書式

代證書(預品返戻)請求書

一 株式會社十五銀行第何號保護預證書

何通

但品名券面拂込何圓何某記名

品名封緘函何個何立方尺

右預證書何年何月何日何々に依り喪失致候に付ては後日發見候共無効たるべきは勿論該證書に關し何等の故障相生し候共拙者共引受け決して貴行へ御迷惑相懸申間敷候間代證書御交付(預品御返戻)相成度保證人連署此段請求候也

年月日

住所

預主 何 某

住所

保證人 何 某

住所

同上 何 某

株式會社十五銀行御中

第八號書式

代理人届

印紙

住所

何 某

年月日

住所

何 某

株式会社十五銀行御中

貴行へ保護預致置候物品に對し右何某を以て何々の件代理爲致候に付代理人印鑑相添此段及御届候也

5、日本興業銀行保護函使用規定

- 第一條 本行は此規定に依り本行備付の保護函を貸與し之を使用せしむるものとす
- 第二條 保護函を使用せんとする者は第一號書式の申込書を本行に提出せらるべし
- 第三條 本行に於て前條の申込を承諾したるときは第二號書式の承諾書を交付すべし
- 第四條 保護函使用の承諾を得たる使用主は直に印鑑及寫眞を本行に提出せらるべし但第二十條の場

合に於ては代理人の寫眞を提出せらるべし

第五條 保護函に納入せらるべきものは左記の證券及物件に限るものとす

- 一 各種公債證書、社債券、株券、手形、其他の有價證券
- 二 貨幣、貴金屬、寶石類、其他貴重物品
- 三 諸契約證書、其他貴重文書

第六條 保護函は外函又内函より成り外函は二重の連絡鍵を有する扉付の鐵板を以て製作せられ之に錠前付木製の内函を挿入するものとす

第七條 保護内函は使用主に於て鎖鑰し其鍵を保管するものとす

第八條 保護外函の鍵は甲乙の二個にして甲乙同時に並用するにあらざれば之を開閉することを得ざるものとす

第九條 保護外函の甲鍵は別に備付ある錠前付鐵製の鍵函に納め使用主に於て鎖鑰封印し其函の鍵を保管せらるべし

前項使用主の保管する鍵は別に豫備鍵を備へ約定の當時使用主及本行員立會の上封筒に納め使用主之に封印を施し本行に於て之を保管するものとす

第十條 使用主が其物品の納入を爲したるときは直に本行保護函使用暗號を使用主に内示すべし

使用主は前項の暗號を他に漏洩せざる義務あるものとす

第十一條 本行は保護函の容品に對して何等の責任をも負ふことなし

第十二條 使用主保護函の容品を出納せんとするときは本行より交付したる承諾證及鍵を持參せらるべし

第十三條 使用主保護函の容品を出納せらるゝときは特に設けたる來客用一室内に於て處辨せらるべし

第十四條 保護函貸與期間満了の場合又は期間中解約せらるゝ場合には承諾證及鍵を本行に返付せらるべし

第十五條 使用主若し承諾證を喪失せられたるときは其事由を詳記して本行に届出らるべし此場合に於ては本行は其事實を認めたる上更に承諾證を交付すべし

第十六條 相續に依りて保護函の容品を得たる者承諾證の書換若くは容品の全部引出を爲さるゝ場合に於ては被相續人あるときは被相續人、被相續人なきときは被相續人の親族二名以上の連署を以て第三號書式若くは第四號書式の請求書に承諾書を添へ之を本行に提出せらるべし但場合に依り相續の事實を證明すべき書類の提出を求むることあるべし

第十七條 使用主満期日に至り尙ほ約定を繼續せんとするときは第五號書式の申込書に承諾證を添へ

て提出し其書換を請求せらるべし

第十八條 貸渡期間内と雖も本行の都合に依り解約をなすことを得此場合に於ては使用主は本行の指定期日内に容品を引取り本行より交付したる承諾證及鍵を返付せらるべし

第十九條 使用主に轉居、改姓名、改印等の異動を生じたる場合に於ては速に其旨を本行に届出らるべし

第二十條 使用主若し保護函使用に關する事務の取扱を始終代理人に委任せんとせらるゝときは第六號書式の届書に代理人の印鑑を添へて之を差出さるゝことを要す又解任其他の事由に因りて其代理權消滅したるときは速に其旨を届出らるべし

第二十一條 使用主の代理人に轉居、改姓名、改印等の異動を生じたるときは第十九條の例に依る

第二十二條 保護函は大小二種とし大は内形長一尺五寸幅一尺二寸深七寸小は内形長一尺五寸幅一尺二寸深三寸五分とす

第二十三條 保護函の使用料は一函に付一箇月左の割合に依り月割を以て申受くるものとす

一 大保護函 金七十錢 一 小保護函 金四十錢

特別の事由ある場合に於ては前項の割合を變更することあるべし

第二十四條 保護函の使用料は總て前納とす但特別の事由あるときは此限りにあらず約定期間一箇年

以上に亘る場合に於ては六箇月分宛使用料を前納せらるゝも妨なし  
期間内に解約せらるゝことあるも既收の使用料は之を返付せず但第十八條の場合に於ては解約當月  
以後の分は之を返付するものとす  
期間満了するも容品引出の手續を爲さざるときは其満了後經過したる月數に對し更に使用料を申受  
くべし

第二十五條 契約期間満了後五箇年間使用料の支拂無きときは本行は保護函の容品を適宜處分し之に  
充當するものとす

第二十六條 天災其他不可抗力に因り生ずる損害に對しては本行其責に任ぜず

第二十七條 容品の性質其他使用主の責に歸すべき原因により本行が損害を蒙りたるときは使用主は  
其賠償の責に任ずるものとす

(大正六年八月改正)

(第一號書式)

保護函使用申込書

貴行保護函使用規程を承諾し何年何月より何年何月まで何箇月まで何箇年(又は何箇月)間貴行備付の

保護函を借受け使用致度此段申込候也

年月日

住所

何 某 ㊦

住所

何 某 ㊦

紹介人

株式會社日本興業銀行宛

(第二號書式)

承諾證

第何號

一第何號保護函 何個

右本行保護函使用規程に據り何年何月より何年何月まで何箇年(又は何箇月)間貴殿御使用相成候儀正  
に承諾致候也

年月日

行印

何 某 殿

株式會社日本興業銀行

信託部長 何 某 ㊦

(第三號書式)

相續(又は遺言)に付承諾證書換請求書  
一第何號承諾證

右は貴行より何某に對し御交付相成居候處同人儀何年何月何日死亡(其他理由)致候に付家督相續人(遺産相續人又は受遺者)何某名義に御書換相成度以親族連署此段及請求候也

故何某家督相續人(遺産相續人又は受遺者)

年月日

住所 何 某 印

親族 何 某 印

住所 何 某 印

親族 何 某 印

株式會社日本興業銀行宛

(第四號書式)

相續(又は遺言)に付保護函容品引出請求書

一第何號保護函

但第何號承諾證の分

右は何某貴行より借受け使用致居候處同人儀何年何月何日死亡(其他理由)致候に付家督相續人(遺産相續人又は受遺者)何某に於て容品全部引出申度承諾證相添へ以親族連署此段及請求候也

故何某家督相續人(遺産相續人又は受遺者)

年月日

住所 何 某 印

親族 何 某 印

住所 何 某 印

親族 何 某 印

株式會社日本興業銀行宛

(第五號書式)

保護函使用繼續申込書

一第何號保護函 何 個

但第何號承諾證の分

右は貴行より借受け使用致居候處何年何月満期に付更に何年何月より何年何月まで何箇年（又は何箇月）間繼續御約定致度承諾證相添へ此段申込候也

住所

何

某 ㊦

年月日

株式会社日本興業銀行宛

（第六號書式）

印紙

保護函使用代理人届

貴行より借受け第何號保護函に關し何々の件何某を以て代理爲致候に付代理人印鑑相添へ此段及御届候也

住所

何

某 ㊦

年月日

株式会社日本興業銀行宛

## 二、法律類集

### 1、擔保附社債信託法（明治三十八年三月法律第五十二號）

（沿革）明治四十二年四月法律第二十九號、同四十五年四月同第十四號、大正三年二月同第三號改正

#### 第一章 總則

第一條 本法に於て信託會社と稱するは擔保附社債に關する信託事業を營む會社を謂ふ

第二條 社債に物上擔保を附せむときは其の社債を發行する會社と信託會社との信託契約に従ひ之を發行すべし

第三條 本法に依る信託の引受は之を商行爲とす

第四條 社債に附することを得べき物上擔保は左に掲ぐるものに限る

一 動産質

二 證書ある債權質

三 不動産抵當

四 船舶抵當

五 鐵道抵當

- 六 工場抵當
- 七 鑛業抵當
- 八 軌道抵當
- 九 輕便鐵道抵當
- 十 運河抵當

第五條 擔保附社債に關する信託事業は特別の法律に依る場合を除くの外主務官廳の免許を受くるに非ざれば之を營むことを得ず

第六條 信託會社は銀行事業を除く外他の事業を兼ねることを得ず

第七條 信託會社の資本又は金錢を目的とする出資の總額は百萬圓を下ることを得ず

第八條 信託會社は資本又は金錢を目的とする出資の拂込金額が五拾萬圓に達する迄其の事業に着手することを得ず

第九號 信託の業務は主官廳の監督に屬す

第十條 主務官廳は何時にても信託會社をして其の事業の報告を爲さしめ又は業務及財産の狀況を検査することを得

第十一條 主務官廳は信託會社の業務又は會社財産の狀況が信託事業の執行に適せずと認むるときは

其の事業の停止又は業務執行方法の變更を命じ其の他信託會社及社債權者の利益を保護するに必要なる命令を發することを得

第十二條 信託會社が法令、定款若は主務官廳の命令に違反し又は利益を害する行爲を爲したるときは主務官廳は其の事業の停止若は取締役の改選を命じ又は免許を取消することを得

第十三條 擔保附社債に關する信託事業を專業とする會社は免許の取消に因りて解散す

第十四條 信託會社が免許の取消に因りて解散したるときは主務官廳は利害關係人の請求に因り清算人を選任す

第十五條 商法第八十八條、第八十九條、第九十六條第二項、第百條、第二百二十六條第二項、第二百二十八條第二項又は第二百三十二條に定むる清算人の選任又は解任は主務官廳に於て之を爲す

商法第二百二十八條第二項に依る請求は委託會社又は社債權者集會に於ても之を爲すことを得

第十六條 信託會社の清算は主務官廳の監督に屬す

主務官廳は何時にても前項の監督に必要なる検査を爲すことを得

第十七條 外國に於て物上擔保附社債を募集せむとする會社は主務官廳の許可を受け外國會社と信託契約を締結することを得

前項の規定に依り信託を引受けたる外國會社が日本に支店を有せざるときは日本に於ける代表者を

定むべし

商事會社は前項の代表者たることを得

第二項の規定に依り代表者を定めたるときは遅滞なく其氏名及住所又は商號及本店を主務官廳に届出べし

日本に於ける外國會社の代表者は信託事務に關しては信託會社の取締役又は之を代表する社員と同一の權限を有す

### 第二章 信託證書

第十八條 信託契約は信託證書に依り之を締結すべし

第十九條 信託證書には左の事項を記載し委託會社及受託會社の代表者之に署名すべし

- 一 委託會社及受託會社の商號
- 二 社債の總額
- 三 各社債の金額
- 四 社債發行の價額又は其の最低價額
- 五 社債の利率
- 六 社債償還の方法及期限

- 七 利息支拂の方法及期限
- 八 債券に記載すべき事項の表示及利札附なるときは其の旨の表示
- 九 擔保の種類、目的物、順位、先順位の擔保を附したる債權の金額其の他目的物に關し擔保権者に對抗することを得べき權利の表示

十 第三十二條に依る社債なるときは其の事實及各會社の負擔部分

十一 委託及受託の表示

十二 證書作成の年月日

各社債の金額は均一なるか又は最低額を以て整除し得べきものなることを要す

第二十條 信託證書は委託會社及受託會社に於て各自其の一通を保存すべし

前項の信託證書は其の原本を本店に、其の謄本を各支店に備置くべし

第二十一條 信託證書の原本又は謄本は委託會社の株主、債權者又は社債應募者の請求あるときは營業時間内何時にても之を閲覧せしむべし

### 第三章 社債募集

第二十二條 信託契約に依り物上擔保附社債を募集する會社は左の事項を公告すべし

- 一 第十九條第一項第一號乃至第七號及第十號に掲げたる事項

二 物上擔保附社債なること  
三 信託證書の表示

四 擔保の價格を知らしむるに必要な程度に於て第十九條第一項第九號に掲げたる事項の概要の表示

五 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額

六 會社の資本及拂込みたる株金の總額

七 最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産の額

八 信託證書若は其の謄本を應募者の閱覽に供すべき時及場所

前項の公告は受託會社の承認を得て之を爲すべし

第二十三條 委託會社は信託契約に依り社債の募集を受託會社に委任することを得此の場合に於て信託契約に別段の定なきときは受託會社は債券の發行、社債の償還及利息の支拂に關する一切の行爲を爲す權限を有す

第二十四條 前條の場合に於ては第二十二條第一項に掲げたる公告は受託會社に於て之を爲すべし

前項の公告には受託會社に代りて社債の募集を爲す旨を記載すべし

第二十五條 受託會社は信託契約の定むる所に依り社債の總額を引受くることを得

前項の場合に於ては第二十二條及前條に定めたる公告を爲すことを要せず

第二十六條 前條第一項の場合に於て受託會社は其の引受けたる社債を分割して之に相當する債券の發行を委託會社に請求することを得

受託會社が信託契約に依り債券發行の權限を有するときは委託會社に通知して前項の債券を發行することを得

第二十七條 受託會社が第二十五條第一項に依り引受けたる社債を讓渡さむとするときは其の旨を公告すべし

前項の公告に記載すべき事項に付ては第二十二條第一項の規定を準用す

受託會社は社債を讓受けむとする者の請求あるときは營業時間内何時にても信託證書又は其の謄本を閱覽せしむべし

第二十八條 受託會社が前條の規定に依り社債を讓渡したる場合に於ては委託會社に代りて其の社債の償還及利息の支拂に關する一切の行爲を爲す權限を有す

第二十九條 委託會社又は受託會社は信託契約の定むる所に從ひ第三者をして社債の總額を引受けしむることを得

前項に依る社債總額の引受は之を商行爲とす

第一項に依り社債の総額を引受けたる者は其の引受けたる社債を分割して之に相當する債券の發行を委託會社に請求することを得  
受託會社が信託契約に依り債券發行の權限を有するときは受託會社に對して前項の請求を爲すことを得

第三十條 第二十五條第二項、第二十七條第一項、第二項及第二十八條の規定は前條第一項に依り第三者が社債の總額を引受けたる場合に之を準用す

第三十一條 委託會社又は受託會社は信託證書の謄本を第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたるものに交付すべし

前項の謄本は委託會社又は受託會社の代表者之に署名して原本と相違なきことを認證すべし  
第二十七條第三項の規定は第一項の謄本に之を準用す

第三十二條 會社は合同して社債を發行することを得此の場合に於ては社債の募集を受託會社に委任し又は受託會社をして社債の總額を引受けしむべし

第三十三條 前條の場合に於ては受託會社は債券の發行、社債の償還及利息の支拂に關する一切の行為を爲す權限を有す

第三十四條 委託會社は商法第二百四條第二項の規定に従ひ左の事項を登記すべし

- 一 第十九條第一項第一號乃至第三號、第五號乃至第七號、第九號及第十號に掲げたる事項
- 二 第二十二條第一項條二號及第三號に掲げたる事項
- 三 第二十三條に依る委任又は第二十五條第一項に依る引受ありたるときは其の事實
- 四 第二十九條第一項に依る引受ありたるときは其の事實及引受人の氏名又は商號

第四章 債券

第三十五條 信託證書に依る債券には左の事項を記載すべし

- 一 第十九條第一項第一號乃至第三號、第五號乃至第七號に掲げたる事項
- 二 第二十二條第一項第二號及第三號に掲げたる事項
- 三 債券の番號
- 四 前條第三號及第四號に掲げたる事項

第三十六條 受託會社は委託會社が信託契約の條款に適合する債券を發行したるときは其の請求に依り債券が信託證書に依る債券なることを證明して之を委託會社又は其の指定したる者に引渡すべし  
前項の證明は各債券に記載して受託會社の取締役又は之を代表する社員之に署名するに依りて之を爲す

第三十七條 信託證書に依る債券は前條の證明あるに非ざれば其の效力を生ぜず

第三十八條 受託會社が委託會社に代りて債券を發行したるときは其の旨を各債券に記載し受託會社の取締役又は之を代表する社員之に署名すべし

前項の場合に於ては前二條の規定を適用せず

第三十九條 受託會社が委託會社に代りて債券を發行したるときは商法第二百六條に依る記載は受託會社に於て之を爲し商法第二百七條に依る請求は受託會社に對して之を爲す

第五章 社債原簿

第四十條 會社が物上擔保附社債を發行したるときは社債原簿に商法第七十三條に掲げたるもの外左の事項を記載すべし

- 一 第十九條第一項第一號、第七號、第九號及第十號に掲げたる事項
- 二 第三十四條第二號乃至第四號に掲げたる事項

第四十一條 委託會社は社債原簿の謄本を作成して之を受託會社に交付すべし

前項の謄本は委託會社の取締役又は之を代表する社員之に署名して原本と相違なきことを認證すべし

第四十二條 受託會社は前條の謄本を其の本店に備置き社債權者の請求あるときは營業時間内何時にても之を閲覧せしむべし

第四十三條 社債原簿の記載に變更を生じたるときは其の都度委託會社は取締役又は之を代表する社員之署名したる書面を以て之を受託會社に通知すべし

受託會社は前項の書面を受けたるときは之を社債原簿の謄本に添附して保存すべし

第四十四條 受託會社が委託會社に代りて債券を發行したるときは社債原簿は受託會社に於て之を作成し其本店に備置くべし

商法第七十一條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第四十五條 前條第一項の場合に於ては受託會社に於て社債原簿の謄本を作成して之を委託會社に交付すべし

第四十一條第二項、第四十二條、第四十三條及商法第七十一條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第四十六條 委託會社又は受託會社が社債原簿を作成したるときは其の謄本を第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者に交付すべし

第四十一條第二項及第四十三條の規定は前項の場合に之を準用す

第四十七條 委託會社、受託會社又は第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者が社債原簿の記載に變更を生ずべき取扱を爲したるときは其の都度書面を以て社債原簿を備ふる會社に之を通

知すべし

第六章 社債権者集會

第四十八條 受託會社又は第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者は必要あるときは何時にても社債権者集會を招集することを得

第四十九條 委託會社又は社債總額の十分の一に當る社債権者は集會の目的及其の招集の理由を記載したる書面を受託會社又は第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者に提出して社債権者集會の招集を請求することを得

前項の請求を受けたる者が其の請求ありたる後二週間内に集會招集の手續を爲さざるときは其の請求を爲したる者は主務官廳の許可を受け其の招集を爲すことを得

第五十條 第十五條第二項、第八十九條、第九十四條又は第九十九條に定めたる集會は社債總額の十分の一に當る社債権者に於て自ら之を招集することを得

前項の招集は信託契約に別段の定なきときは受託會社本店の所在地に於て之を爲すべし

第九十四條又は第九十九條に定めたる集會は委託會社も亦自ら之を招集することを得

第五十一條 商法第五十六條の規定は社債権者集會の招集に之を準用す

第五十二條 社債権者集會の決議は信託契約に別段の定ある場合を除くの外行使せられたる議決權の

過半數を以て之を爲す但し第六十四條、第六十七條第一項、第七十五條、第八十五條、第八十六條及第九十七條第一項に記載したる事項の決議は記名債券を有する者及第二項の規定に依り債券を供託したる者の半數以上にして社債總額の半數以上に當る社債権者が議決權を行使したる場合に非ざれば之を爲すことを得ず

商法第六十一條第二項乃至第四項の規定は社債権者集會の決議に之を準用す

集會に出席せざる社債権者は信託契約に別段の定ある場合を除くの外書面を以て議決權を行ふことを得

各社債権者は社債の最低金額毎に一箇の議決權を有す但し社債の最低金額の十一倍以上を有する社債権者の議決權は信託契約を以て之を制限することを得

第五十三條 第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者又は其の代表者は社債権者集會に出席して發言し又は書面を以て意見を述べることを得

第五十四條 受託會社の代表者は社債権者集會が第八十九條第二項に規定したる事項に付招集せられたる場合を除くの外之に出席して發言し又は書面を以て意見を述べることを得

第五十五條 社債権者集會を招集する者は前二條に掲げたる者又は其の代表者に招集の通知を發すべし

商法第五十六條第一項及第二項の規定は前項の通知に之を準用す  
第五十六條 社債権者集會又は之を招集したる者に於て必要と認むるときは委託會社に通知して其の代表者の出席を求むることを得

第五十七條 社債権者集會招集の手續又は其の議決の方法が本法又は信託契約の條款に違反するとき  
は委託會社、受託會社又は各社債権者は其決議の無効の宣告を裁判所に請求することを得  
前項の請求は決議の日より一箇月内に之を爲すべし

社債権者が第一項の請求を爲すときは其の債券を供託し且招集を爲したる者の請求に因り相當の擔保を供すべし

第五十八條 社債権者集會に於て決議すべき事項は本法に規定あるもの、外特に信託契約に定めたるものに限る

第五十九條 社債権者集會を招集したる者は決議録を作成すべし

第六十條 受託會社は社債権者集會の決議録の原本又は謄本を本店及支店に備置くべし  
受託會社は委託會社又は社債権者の請求あるときは營業時間内何時にても前項の決議録を閲覽せしむべし

第六十一條 受託會社以外の者が決議録を作成したるときは自ら其の原本を保存し其の謄本を受託會

社に交付すべし

前條第二項の規定は前項の謄本に之を準用す

第六十二條 社債権者集會の費用は受託會社又は第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者に於て招集したる場合を除くの外集會を招集したる者に於て之を負擔す

第六十三條 社債権者集會の決議は受託會社之を執行す但し其の性質が受託會社に於て執行することを許さざるときは集會に於て之を執行すべき者を定む

第六十四條 信託契約に別段の定なきときは社債権者集會に於て一人又は數人の代表者を選任し其決議すべき事項の決定を之に委任することを得

代表者は第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者又は社債總額の千分の一以上を有する者の中より之を選任す

代表者數人ある場合に於て集會に於て別段の定を爲さざるときは代表者の權限に屬する事項は其の過半數を以て之を決す

第六十五條 代表者は第六十三條但書に該當する場合に於ては其の權限に屬する事項を自ら執行し又は他人をして執行せしむることを得

第六十六條 代表者就任したるときは其の公告を爲し委託會社、受託會社及第二十九條第一項に依り

社債の總額を引受けたる者に之を通知すべし

第六十七條 社債権者集會は何時にても代表者を解任し又は其の權限を變更することを得

前項の場合に於ては集會は其の公告を爲し委託會社及第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者に之を通知すべし

#### 第七章 信託契約の效力

第六十八條 受託會社は公平且誠實に信託事務を處理すべし

第六十九條 受託會社は委託會社及社債権者に對して善良なる管理者の注意を以て信託事務を處理する義務を負ふ

第七十條 信託契約に依る物上擔保は信託證書に記載したる總社債の爲に受託會社に歸屬す

受託會社は總社債権者の爲に擔保權を保存し且實行するの義務を負ふ

第七十一條 社債権者は其の債權額に應じ平等に擔保の利益を享受す

第七十二條 信託契約に依る物上擔保は社債成立以前に於ても其の效力を生ず

第七十三條 民法第三百四十八條、第三百七十五條及商法第二百七十七條の規定は信託契約に依る擔保權に之を適用せず

第七十四條 受託會社は委託會社との契約を以て擔保を追加することを得

第七十五條 受託會社は社債権者集會の決議に依り委託會社との契約を以て擔保を變更することを得

第七十六條 前二條の契約は信託契約と同一の效力を有す

第七十七條 第七十四條及第七十五條の契約は委託會社及受託會社の代表者の署名したる書面を以て之を爲し委託會社及受託會社遲滯なく各自之を公告すべし但し知れたる社債権者及第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者には各別に之を通知すべし

前項の契約證書には第二十條及第二十一條の規定を準用す

第七十八條 信託契約に依る擔保權は總社債権者の爲にのみ之を行使することを得

第七十九條 委託會社が定期に社債の一部を償還すべき場合に於て其の償還を遅延し二箇月を経過したるときは受託會社は社債権者集會の決議に依り一定の期間内に支拂を爲すべき旨及其の期間内に支拂を爲さざるときは社債の總額に付期限の利益を失はしむる旨を委託會社に催告することを得

委託會社が前項の期間内に支拂を爲さざるときは社債の總額に付期限の利益を失ふ

第一項の催告は書面を以て之を爲すべし

第八十條 前條に依り委託會社が期限の利益を失ひたるときは受託會社は遲滯なく之を公告すべし但し知れたる社債権者及第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者には各別に之を通知すべし

第八十二條 前二條の規定は委託會社が社債の利息の支拂を遅滞し三箇月を経過したる場合に之を準用す

第八十二條 社債が期限に至り辨済せられず又は委託會社が社債の辨済を完了せずして解散したるときは受託會社は遅滞なく社債権者集會の決議に依り擔保權を實行すべし

民法第三百五十四條の規定は信託契約に依る動産質に之を適用せず

第八十三條 受託會社は總社債権者の爲に付與せられたる執行力ある正本に基き擔保物に付強制執行を爲し又は競賣法に依る競賣の申立若は委任を爲すことを得

前項の場合に於て債権者に對する異議は受託會社に對して之を主張することを得

第八十四條 受託會社は信託契約に別段の定なきときは社債権者の爲に債權の辨済を得るに必要なる一切の行爲を爲す權限を有す

第八十五條 受託會社は社債権者集會の決議に依り總社債に付支拂を猶豫し、不履行に因りて生じたる責任を免除し又は和解を爲すことを得

第八十六條 受託會社は社債権者集會の決議に依り總社債権者の爲に訴訟行爲を爲し又は破産手續に屬する一切の行爲を爲すことを得

第八十七條 受託會社が第八十二條、第八十五條又は前條に掲げたる行爲を完了したるときは遅滞な

く之を公告すべし但し知れたる社債権者及第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者には各別に之を通知すべし

第八十八條 受託會社が社債権者の爲めに辨済を得たる金額は遅滞なく債權額に應じて各社債権者に交付すべし

受託會社が前項の金額を自己の爲に費消したるときは民法第六百四十七條の規定を準用す

社債権者を確知すること能はざるとき又は社債権者が受領を拒み若は受領すること能はざるときは受託會社は其の社債権者の爲に前項の金額を供託すべし

受託會社は必要ある場合に於ては第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者に第一項及第三項の行爲を委任することを得

第八十九條 受託會社が總社債権者の爲に爲すべき行爲を怠りたるときは主務官應は社債権者集會の申請に因り特別代理人を選任して之を爲さしむることを得

社債権者と受託會社との利益相反する場合に於て總社債権者の爲に裁判上又は裁判外の行爲を爲す必要あるとき亦前項に同じ

第九十條 本法に依り總社債権者に代りて裁判上又は裁判外の行爲を爲す場合に於ては各別に社債権者を表示することを要せず

第九十一条 受託會社は委託會社に對し信託事務の處理に付相當の報酬を請求することを得

信託契約に別段の定なきときは民法第六百四十八條第二項及第三項の規定は信託契約に之を準用す

第九十二条 委託會社は受託會社が信託事務を處理するに付正當に支出したる一切の費用及支出の日

以後に於ける其利息を償還し及過失なくして受けたる一切の損害を賠償する義務を負ふ

受託會社は信託事務を處理するに付要する費用の前拂を委託會社に請求することを得

前二項の規定は第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者に關し之を準用す

第九十三条 信託契約に依る物上擔保は前條第一項の規定に依り受託會社に生ずべき債權の爲にも其の效力を有す

受託會社は前項の債權に付社債權者に優先して擔保物より辨濟を受くる權利を有す

第九十四条 受託會社が故意若は過失に因り物上擔保を消滅せしめ又は其の價格を減少せしめたると

きは主務官廳は委託會社又は社債權者集會の申請に因り受託會社をして相當の金額を供託せしむることを得此の場合に於ては委託會社が供託金の上に質權を設定したるものと看做す

前項の質權は信託契約に依る物上擔保と看做す

第九十五条 委託會社、第六十四條第一項に依り選任せられたる代表者又は社債總額の十分の一以上に當る社債權者は何時にても受託會社に於ける擔保物保管の狀況を檢查することを得

無記名式の債券を有する者は其の債券を受託會社に供託するに非ざれば前項の検査を爲すことを得ず

第九十六条 民法第二百九十八條第三項の規定は信託契約に依る質權に之を準用せず

#### 第八章 信託事務の承継及終了

第九十七条 受託會社は信託契約の定むる所に依り又は委託會社及社債權者集會の同意あるときは信託事務を承継すべき會社を定めて辭任することを得

信託事務を承継すべき會社が外國會社なるときは第十七條第一項の規定を準用す

第九十八条 受託會社は已むことを得ざる事由あるときは主務官廳の許可を受け辭任することを得

第九十九条 受託會社が其の義務に違反し又は信託事務を處理するに不適任なるとき其の他正當の事由あるときは主務官廳は委託會社又は社債權者集會の申請に因り受託會社を解任することを得

第一百條 前二條の規定に依り受託會社が辭任し若は解任せられたるとき又は免許を取消され若は解散したるときは主務官廳は更に受託會社を選任して信託事務を承継せしむべし

第一百一條 第九十七條に依る信託事務の承継は委託會社、前受託會社及新受託會社の代表者の署名したる契約書を作成するに因りて其の效力を生ず

前項の契約を締結したるときは各會社は遲滞なく書面を以て之を主務官廳に届出べし

前條に依る承繼は新受託會社に對する主務官廳の命令書を交付するに因りて其の效力を生ず

第二百二條 信託事務の承繼は第九十七條に依る場合に於ては委託會社、前受託會社及新受託會社、  
第一百條に依る場合に於ては委託會社及新受託會社遲滯なく各自之を公告すべし但し知れたる社債會  
者及第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者には各別に之を通知すべし

第二百三條 第九十七條に依り定められ又は第一百條に依り選任せられたる新受託會社は前受託會社の  
締約したる條款に従ひ信託事務を處理すべし

社債權者又は委託會社の爲に前受託會社に歸屬したる權利義務は前受託會社の辭任、解任、免許の  
取消又は解散の時に遡りて新受託會社に移轉す但し前受託會社の契約違反又は不法行爲に因りて生  
じたる責任は此の限に在らず

第二百四條 前受託會社の不法處分に因り質物の占有を得たる者が惡意なりしときは新受託會社が其  
の者の爲に占有を奪はれたるものと看做す

第二百五條 前受託會社の取締役、之を代表する社員、清算人又は破産管財人は遲滯なく其の委託會  
社又は社債權者の爲に保管する物及信託事務に關する書類を新受託會社に移付し其の他信託事務を  
新受託會社に引繼ぐ爲必要なる一切の行爲を爲すべし

前項に掲げたる引繼を完了したる時は各會社は共同して書面を以て之を主務官廳に届出べし

前項の届書には移付したる物の目録を添附すべし

第二百六條 承繼に關する事務は主務官廳の監督に屬す

第一百六條第二項の規定は前項の監督に之を準用す

第一百七條 受託會社が信託事務を終了したるときは總計算書を作成して之を公告すべし

第九章 罰則

第一百八條 第五條の規定に違反して擔保附社債に關する信託事業を營む者は十圓以上千圓以下の過  
料に處す

第一百九條 左の場合に於ては會社の業務を執行する社員、取締役、清算人、破産管財人、第八十九  
條の特別代理人又は外國會社の代表者を十圓以上千圓以下の過料に處す

一 第六條の規定に違反したるとき

二 第八條の規定に違反したるとき

三 本法に依る主務官廳の命令に違反したるとき

四 本法に依る主務官廳の検査を妨げたるるとき

五 第十七條第一項又は第九十七條第二項の規定に違反したるとき

六 本法に依り債券に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したるとき

七 委託會社に於て債券を發行したる場合に於て第三十六條に定めたる手續を履行せずして之を交付したるとき

八 第七十條第二項に依る擔保權の保存又は實行を怠りたるとき

九 第八十八條第一項又は同條第三項の規定に違反したるとき

十 第九十五條第一項に依る検査を妨げたるとき

十一 第一百五條第一項に定めたる事務の引繼を怠りたるとき

十二 社債權者集會の決議に依るべき場合に於て之に依らず又は之に違反したるとき

十三 社債權者集會又は其の代表者に對して不實の報告を爲し又は事實を隱蔽したるとき

第一百十條 左の場合に於ては會社の業務を執行する社員、取締役、清算人、破産管財人、第二十九條第一項に依り社債の總額を引受けたる者、第六十四條の代表者、第八十九條の特別代理人又は外國會社の代表者を五圓以上五百圓以下の過料に處す

一 本法に定めたる届出、公告若は通知を爲すことを怠り又は不正の公告若は通知を爲したるとき

二 本法に依り交付すべき書類を交付せず又は之に不正の記載を爲したるとき

三 本法に依り閲覽を許すべき書類を正當の理由なくして閲覽せしめざりしとき

四 本法に依り備置くべき書類を備置かず、之に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲し

たるとき

第一百一十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は本章に定めたる過料に之を準用す

附則

第一百十二條 本法に依り署名すべき場合に於ては記名捺印を以て署名に代ふることを得

第一百十三條 擔保附社債に關する信託事業を營む合名會社及合資會社の設立登記を申請する場合に於ては申請書に非訟事件手續法第七十九條第二項に掲げたる書面の外主務官廳の免許書又は其認證ある謄本を添附すべし

既設の會社が擔保附社債に關する信託事業を營む免許を受けたるに因り其の登記を申請するとき亦前項に同じ

第一百十四條 信託會社の登記すべき事項にして主務官廳の免許を要するものに付ては免許書の到達の日より登記の期間を起算す

第一百十五條 主務官廳が第十一條又は第十二條の規定に依り事業の停止を命じ又は免許を取消したるときは登記所は主務官廳の囑託に因りて其の登記を爲すべし

第一百十六條 本法に依る社債の登記の申請書には非訟事件手續法第九十一條に掲げたる書面の外信託證書を添附すべし

第十七條 本法に依る社債の登記事項に變更を生じたる時は委託會社の取締役又は之を代表する社員は遅滞なく其の登記を申請すべし

前項の登記の申請書には其の變更を證する書類を添附すべし

第十八條 信託契約に依る擔保權設定の登記に付ては受託會社を登記權利者とす

第十九條 信託契約に依る擔保權設定の登記を申請する場合に於ては不動産登記法第十六條又は

第十七條に依る債權額の記載は社債の總額を表示するを以て足る

第二十條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

2、擔保附社債信託法施行細則 (明治三十八年五月 大藏省令第三十五號)

(沿革) 大正五年五月大藏省令第十二號改正

第一條 擔保附社債に關する信託事業を営まむとする會社は免許申請書に定款を添附して差出すべし

前項の書類の外合名會社又は合資會社に在りては出資の拂込額を記載したる書面株式會社に在りては非訟事件手續法第八十七條第二項第二號乃至第七號に記載したる書類株式合資會社に在りては之に準ずべき書類を添附することを要す

第二條 既設會社が擔保附社債に關する信託事業を営まむとするときは免許申請書に左の書類を

添附して差出すべし

一 定款又は會社契約書の謄本

二 目的變更に關する株主總會の決議録謄本又は社員總會の決議を記載したる書面

三 最終の貸借對照表

第三條 信託會社が信託契約を締結したるときは遅滞なく左の書類を添附して届出づべし

一 信託證書謄本

二 社債の總額を引受け別に其の引受に關する契約書あるときは其の契約書謄本

三 社債募集の事由を記載したる書面

前項第一號の信託證書が主務官廳の認可を要するものなるときは認可の證印ある信託證書の謄本なることを要す

前項の認可が效力を失ひたるときは其の事由を記載したる書面を添附して届出づべし

第四條 信託會社は信託契約の事項に變更を生じたるときは遅滞なく届出づべし

前項の變更が主務官廳の認可を要するものなるときは其の認可書謄本を添附すべし

第五條 信託會社が委託會社の委任に因り社債を募集したる場合に於て其の社債の募集が確定したるときは遅滞なく左の事項を記載したる書面を添附して届出づべし

- 一 應募の口數券面總額及其の申込價格の總額
- 二 募入の口數券面總額及總價格（即ち會社の實收すべき金額）

第六條 外國會社と信託契約を締結せむとする會社は許可申請書に左の書類を添附して差出すべし

一 信託證書案

二 社債募集に關する株主總會の決議錄謄本

三 擔保附社債信託法第二十二條第一項第五號乃至第七號の事項及社債募集の事由を記載したる書面

四 信託を引受けむとする外國會社の定款寫又は會社の性質を識別するに足る書面

五 前號の外國會社の資本又は金錢を目的とする出資の總額及其の拂込金額を記載したる書面

第七條 擔保附社債信託法第十七條第四項の届書には代表者たる資格を證する書面を添附すべし

第八條 第六條の信託契約を締結したる外國會社に付ては第三條乃至第五條の規定を準用す

第九條 信託會社は社債權者集會の招集ありたるときは遅滞なく集會の目的、場所、期日及其の招集の理由を記載したる書面を添附して届出づべし

信託會社が社債權者集會の決議錄を作成し又は決議錄謄本の交付を受けたるときは遅滞なく其の決議錄謄本に集會の狀況を記載したる書面を添附して届出づべし其の決議の無効の宣告又は其の宣告

の取消ありたるるとき亦同し

社債權者集會の決議を執行したるときは執行者は遅滞なく其の顛末を記載したる書面を添附して届出づべし

第十條 擔保附社債信託法第四十九條第二項に依る許可申請書には左の書類を添附すべし

一 集會の目的及其の招集の理由を記載したる書面

二 集會の請求を受けたる者が請求ありたる後二週間に招集の手續を爲さざりし事實を記載したる書面

前項の申請者が社債總額の十分の一に當る社債權者なるときは前項の書類の外其の社債權者が各自有する債券額及社債原簿に現存せる社債總額を記載し且其の事實を證する書面を添へて其の許可申請書には各自署名すべし但し無記名債券は之を信託會社に提供するか又は大藏大臣の指定する銀行に預け入れ其の預り證書を提供すべし

第十一條 擔保附社債信託法第八十九條に依る申請書には社債權者集會の決議錄の外左の書類を添附すべし

一 擔保附社債信託法第八十九條第一項の場合に於ては其の爲すべき行爲を怠りたる事實を證する書面

二 同條第二項の場合に於ては社債権者と受託會社との利益相反するの事實及其の事實に依り總社債権者の爲に裁判上又は裁判外の行爲を必要とする事由を記載したる書面

第十二條 擔保附社債信託法第九十四條に依る申請書には左の書類を添附して差出すべし但し申請者が社債権者集會なるときは尙ほ其の決議録謄本を添附すべし

一 擔保の消滅又は其の價格の減少したる事實が受託會社の故意若は過失に出でたる事實を證する書面

二 擔保の消滅又は其の價格減少に關する計算書

第十三條 信託會社が擔保附社債信託法第八十八條第三項及第九十四條第一項の規定に依り供託を爲したるときは遅滞なく供託金受領書謄本を添へ届出づべし

第十四條 信託會社は擔保附社債信託法第九十五條に依る検査を受けたるときは遅滞なく其の年月日及検査の状況を報告すべし

第十五條 擔保附社債信託法第九十七條第二項に依り外國會社と信託事務の承繼契約を締結せむとする場合に於ては委託會社は許可申請書に左の書類及第六條第一項第四號及第五號の書類を添附すべし

一 信託契約の定むる所に依り辭任したること又は委託會社及社債権者集會が辭任に同意したること

とを表示したる書面

二 信託事務に關する計算書

三 承繼契約書案

第十六條 擔保附社債信託法第九十八條に依る許可申請書には辭任を要する事由を記載したる書面及信託事務に關する計算書を添附すべし

第十七條 擔保附社債信託法第九十九條に依る申請書には辭任を必要とする事由を記載したる書面を添附すべし但し申請者が社債権者集會なるときは尙ほ其の決議録謄本を添附すべし

第十八條 擔保附社債信託法第一百一條第二項に依る届書には同條第一項の契約書謄本を添附すべし前項の書類には第十五條第一號及第二號の書類を添附すべし但し第十五條の手續を爲したる場合は此の限にあらす

第十九條 擔保附社債信託法第一百五條第二項に依る届書には引繼の顛末を記載し同條第三項の目錄と共に差出すべし

第二十條 信託會社が信託事務を終了したるときは遅滞なく總計算書を添附して届出づべし

第二十一條 信託會社が合併の決議を爲したるときは商法第七十八條の手續を了したる後遅滞なく各會社共同して左の書類を添附して届出づべし但し合併に依り信託の業務を廢止する場合は此の限に

あらず

- 一 合併に關する契約書
  - 二 合併に依り設立し又は合併後存続する會社の定款
  - 三 商法第七十八條第一項の規定に依り作成したる會社各自の貸借對照表
  - 四 合併に關する株主總會決議錄謄本又は社員總會の決議を記載したる書面
  - 五 商法第七十九條第一項の規定に依りたること又は同條第二項の規定を履行したることを證する書面
- 合併せむとする會社が銀行たるときは銀行條例施行細則第八條に依る認可申請書に第十五條第一號乃至第三條第五號の書類を添附することを要す
- 合併に因り設立し又は合併後存続する會社が新に信託事業を営まむとするときは免許申請書に第一項の書類を添附すべし

第二十二條 擔保附社債信託法第十四條及第十五條に依る請求書には請求者が利害關係を有する事實及清算人の選任又は解任を必要とする事由を記載したる書面を添附して差出すべし

前項の請求者が社債總額十分の一に當る社債權者なるときは第十條第二項の規定を適用す

第二十三條 信託會社の清算人は就職後遅滞なく會社財産の現況を調査し財産目錄及貸借對照表を添

附して届出づべし

清算人は毎月清算の狀況を報告すべし但し重要な事項に付きては其都度遅滞なく届出づべし

清算が結了したるときは遅滞なく決算書を添附して届出づべし

第二十四條 信託會社が登記又は登録を爲したるときは遅滞なく其の事項及年月日を記載したる書面を添附して届出づべし

第二十五條 左の場合に於ては信託會社は遅滞なく其の事由又は狀況を記載したる書面を二附して届出づべし

- 一 信託事業に關する訴訟事件の當事者となりたる時及其判決ありたる時
- 二 非訟事件に付裁判所に請求又は抗告を爲したるとき及其決定ありたる時
- 三 検査役の選任ありたる時
- 四 仕拂を停止し又は解散の事由發生したるとき
- 五 商法第七十四條第一項に依る株主總會の招集を爲したるとき

第二十六條 大正五年大藏省令第十號銀行條例施行細則第九條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條の規定は之を信託會社に準用す但し營業報告中社債に關する事項は附屬様式に準して調製すべし

信託會社は毎月實際報告表を調製し翌月十日までに差出すべし

附則

第二十七條 本令は擔保附社債信託法施行の日より之を施行す

(附屬様式)

(本様式に記載するの外他の勘定あるときは類似の項に準じて便宜調整す(し))

信託契約

信託契約の口數及社債金額左の如し

種類	前期繰越		当期契約		当期解約		現在契約	
	口數	社債金額	口數	社債金額	口數	社債金額	口數	社債金額
當會社募集								
當會社總額引受								
委託會社募集								
第三者總額引受								
計								

(承継契約により前受託會社より引渡されたる高は当期契約に辭任又は解任に依り引繼きたる高は当期解約に合算し各其口數及社債金額を相當欄に附記す(し))

當會社募集社債現在高内譯

委任會社名	現發行高	未發行高	合	計	擔保	擔保價格
					不動產	抵當
					船舶	抵當
					鐵道	抵當
					工場	抵當
					其他	々々

當會社總額引受社債現在高内譯  
委託會社募集社債現在高内譯  
第三者總額引受社債現在高内譯  
(右各種は受託會社募集社債現在高内譯に準し詳記す(し))

擔保附社債の引受

擔保附社債引受到關する勘定左の如し

券面金額	實價金額	前期繰越高	当期引受高	当期賣出高	現在高

一 当期賣出高中当期に於て當會社所有に振替へしもの券面何程實價何程あり

- 二 當期賣出實價の外賣出利益何程あり(又は當期賣出實價の内賣出損何程を包含せり)
- 三 現在實價の内評價益何程を包含せり(又は現在實價の外評價損何程を生したり)

擔保附社債元利金勘定

當期間當會社に於て取扱たる擔保附社債の元利金受拂勘定は左の如し

前期繰越元受高	當期元受高	計	元金勘定		利札勘定	
			口數	金額	口數	金額
前期繰越元受高	當期元受高	計				
内 承繼契約に依り引渡されたる高	内 承繼契約に依り引續きたる高	當期仕拂高				
		差引現在高				

3、臺灣擔保附社債信託規則

(大正二年六月 律令第六號)

第一條 擔保附社債信託に關しては本令に規定するもの、外擔保附社債信託法に依る但し同法中日本とあるは臺灣、外國とあるは臺灣外を謂ふ

第二條 社債に附することを得べき物上擔保は左に掲ぐるものに限る

- 一 動産質
- 二 證書ある債權質
- 三 土地胎又は建物抵當
- 四 船舶抵當
- 五 工場胎

4、臺灣擔保附社債信託規則の施行に關しては擔保附社債信託法施行細則に依る件

(大正二年六月臺灣 總督府令第五十九號)

大正二年律令第六號臺灣擔保附社債信託規則の施行に關しては明治三十八年五月大藏省令第三十五號擔保附社債信託法施行細則に依る但し同細則中大藏大臣とあるは臺灣總督、外國會社とあるは臺灣外會社とす

信託業務の理論と實際 終

大正九年九月十三日印刷  
大正九年九月十八日發行

信託業務の理論と實際  
定價金五圓五拾錢

不許

複製



著者 豊浦 與七

發行者 宮下 軍平  
東京市神田區錦町一丁目十六番地

印刷者 高橋 治一  
東京市神田區宮本町五番地

印刷所 中正社印刷所  
東京市神田區宮本町五番地

發行所

東京市神田區錦町一の十六番  
振替口座東京第三四〇九番

二松堂書店

電話神田二四七八番

斗み12

# 出版界空前の大快著

## ■ 戸籍調べ叢書 全完 十冊 成冊 ■

名僧の戸籍調べ	偉人の戸籍調べ 下巻	偉人の戸籍調べ 上巻	俠客の戸籍調べ	赤穂義士の戸籍調べ	神佛の御利やく調べ	神様の戸籍調べ 外國の部	神様の戸籍調べ 日本の部	佛様の戸籍調べ 五大増補改訂版
---------	---------------	---------------	---------	-----------	-----------	-----------------	-----------------	--------------------

▶ 錢八料送錢拾五圓壹冊各價定切讀冊各本美顔製上判六四 ◀

發行元 東京市東區神田錦町一丁目三番九〇 二松堂書店

終

